

「マイナンバーカード」による

資格確認手続きのお願い

マイナンバー関連法の施行により、令和6年12月2日から、**保険情報の確認はマイナンバーカードによる資格確認手続きが基本**となります。今後、紙保険証は発行されず、現在の紙保険証や資格証明書類の有効期間は証書に記載の期間（記載が無い場合は令和7年12月2日）までとなります。

マイナンバーカードによる資格確認手続きは、薬剤や健診情報などの提供に同意いただけると、より適切な医療の提供につながる利点もあります。また、保険情報を確認できない場合、保険が効かない価格で診療費をご負担いただく場合もあります。

診療にお越しの際は、**マイナンバーカードによる資格確認手続きに**ご協力くださるよう、お願いします。